

第2章 公告式

○海部地区急病診療所組合公告式条例

(昭和61年6月16日)
(条例第1号)

| | | | | |
|----|-------------|-------|------------|-------|
| 改正 | 平成15年6月12日 | 条例第3号 | 平成21年8月24日 | 条例第5号 |
| | 平成17年11月30日 | 条例第3号 | 平成22年2月16日 | 条例第1号 |
| | 平成18年6月29日 | 条例第3号 | | |

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合を組織する市町村の次の掲示場に掲示して行う。

- (1) 愛西市役所前の掲示場
- (2) 弥富市役所前の掲示場
- (3) あま市役所前の掲示場
- (4) 大治町役場前の掲示場
- (5) 蟹江町役場前の掲示場
- (6) 飛島村役場前の掲示場

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、制定又は公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印をおさなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 管理者の定める規則若しくは規程又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年6月12日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年11月30日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年6月29日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年8月24日条例第5号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月16日条例第1号)

この条例は、平成22年3月22日から施行する。